

## 藤岡市建築確認申請（4号建築物等）事務について

令和元年6月25日現在

### 1 本市の確認申請事務

本市は限定特定行政庁であり、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（主に木造2階建てまでの一般住宅）や一部工作物の確認審査及び中間・完了検査並びに法第42条第2項道路の指定や道路位置指定などの事務を行います。

### 2 事前調査等

確認申請は、事前に開発許可の要・不要や用途地域、建築基準法上の道路種別や幅員、公共下水道の供用開始区域及び合併浄化槽等の排水放流先などを市役所等各関係機関で調査して下さい。

なお、道路が法第42条第2項に該当する場合は、道路後退用地内に建築物、門、塀等の支障物がないことを職員が確認した後、確認申請を受け付けます。支障物が存在するときは、申請前に全て除却する必要があります。なお、本市は後退用地等整備事業で狭あい道路の拡幅に努めています。敷地が狭あい道路に面する場合は、当該事業を活用した道路拡幅にご協力をお願いします。

### 3 免許証の原本確認

申請時に「設計者」「工事監理者」について、建築士免許証等の原本の提示をお願いします。（原本確認ができない場合は申請書を受理することができません。）

なお、本市で原本の写しを保管させていただくことにより、次回以降の原本確認は不要となります。

### 4 手数料の納付方法

確認申請、中間検査申請及び完了検査申請の手数料納付方法は、都市計画課にて配布する納入通知書兼領収書に必要な事項を記入し、収納代理金融機関（市役所本庁舎内）にて支払いを済ませた後、都市計画課担当者に領収書を提示し、申請書を提出してください。

### 5 法第6条第1項第1～3号建築物の確認申請書提出先

高崎土木事務所建築係又は指定確認検査機関に提出してください。

### 6 問い合わせ先

都市建設部 都市計画課 建築指導係 TEL 0274-40-2827

藤岡市ホームページのご案内 <http://www.city.fujioka.gunma.jp/>

群馬県県土整備部高崎土木事務所建築係 TEL 027-322-4300

## 群馬県と藤岡市の確認申請事務区分

群馬県 (高崎土木事務所建築係)	建築物	建築基準法第6条第1項	第1号 特殊建築物で、延べ面積が200㎡を超えるもの 第2号 木造で階数が3以上か、延べ面積が500㎡、高さ13m若しくは軒高が9mを超えるもの 第3号 木造以外で、階数が2以上か、延べ面積が200㎡を超えるもの
	工作物	建築基準法施行令第138条第1項	第1号、第3号、第5号のうち 藤岡市が行う※印の工作物以外の工作物 第2号 高さ15mを超えるRC造柱、鉄柱等 第4号 高さ8mを超える高架水槽、物見塔等
		同 第2項	昇降機、ウォーターシュート、観覧車等の工作物
藤岡市	建築物	建築基準法第6条第1項	第4号 群馬県が行う第1～3号の建築物を除くほか、都市計画区域内における下記の建築物 ○特殊建築物で、延べ面積が200㎡以下 ○木造で階数が2以下、延べ面積500㎡以下 ○木造以外で階数が1、延べ面積200㎡以下  注1 都市計画区域外等においても土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築するときは、確認申請が必要です。（土砂災害防止法第24条） 注2 法律、命令及び県条例の規定により群馬県知事の許可を必要とするものの審査事務は、高崎土木事務所建築係です。（施行令第148条第1項）
		工作物	建築基準法施行令第138条第1項